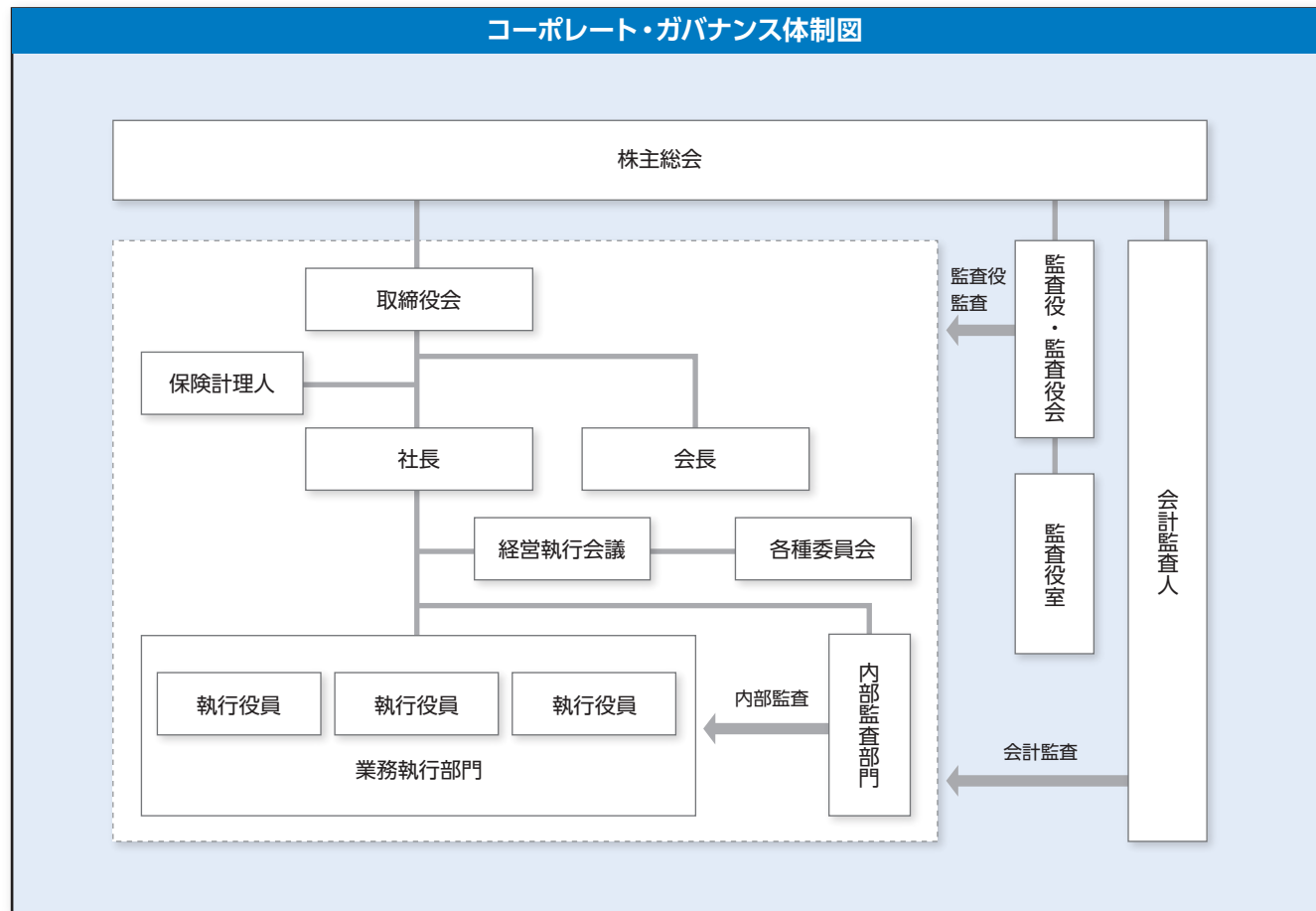


コーポレート・ガバナンス(経営管理)体制・内部統制システムの整備

1▶ コーポレート・ガバナンス(経営管理)体制(平成28年6月23日現在)

当社では、内部管理態勢の拡充や経営に対する有効な監視機能を確認するなど、お客さまをはじめとするステークホルダーのみなさまから評価いただけるガバナンス体制の構築に努めています。



▶ 取締役会

会社の重要な業務執行に関する意思決定と各取締役、執行役員*の職務の執行を監督するため、原則として毎月1回定時、および四半期ごとの財務・業績概況の開示時に開催しています。

取締役会は全取締役11名で構成されています。

また、監督機能の強化のため、会社法に規定する社外取締役を2名選任しています。

※当社では執行役員制度を導入し、「監督」と「執行」の責任を明確化することにより、取締役会のガバナンス機能と、業務執行能力を強化しています。

▶ 経営執行会議

社長の審査・決定事項のうち経営の方針および政策の基本的事項について審議するとともに、業務ならびに予算の執行状況等のうち重要な事項について報告を受けるため、原則として毎週1回開催しています。

経営執行会議は社長、役付執行役員等で構成されています。

▶ 各種委員会

経営の効果的な運営を目的として各種の委員会を設置しています。委員会で審議した内容は必要に応じて、経営執行会議に意見具申・報告されます。

▶ 保険計理人

保険業法の規定に基づき、取締役会において保険計理人を1名選任しています。保険計理人は、毎決算期において「責任準備金が健全な保険数理に基づいて積立てられていること」等を確認し、その確認結果を記載した意見書を取締役に提出するとともに、保険料の算出方法その他の事項に係る保険数理に関する事項に関与し、必要に応じて取締役会等に意見具申しています。

▶ 監査役・監査役会

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席等により、取締役および執行役員の職務の執行を監査しています。監査役は4名であり、うち2名は会社法に規定する社外監査役です。

監査役会は、監査役全員をもって組織され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議を行っています。なお、監査役の監査業務の補助および監査役会の運営事務等を行うため、監査役室を設置しています。

2▶ 内部統制システムの整備

当社は、会社法施行に対応して、以下の体制をはじめとした内部統制システムの整備を取締役会で決議し、コンプライアンス、個人情報保護およびリスク管理等を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、その推進と強化に取組むことにより内部管理態勢を拡充し、お客さまや社会に広く信頼される生命保険会社を目指しています。

■ コンプライアンス体制	⇒ 3. コンプライアンス(法令等遵守)の推進	P. 52～
■ 情報管理体制	⇒ 4. 個人情報保護の推進	P. 56～
■ リスク管理体制	⇒ 5. ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)の推進	P. 57
	⇒ 6. リスク管理の取組み	P. 58～
■ 財務報告に係る内部統制	⇒ 7. 財務報告に係る内部統制	P. 60
■ 内部監査体制	⇒ 8. 内部監査	P. 60

内部統制システムに関する取締役会決議

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備について、以下のとおり決議しております。

1. 法令等遵守体制

- ①「T&D保険グループCSR憲章」、「大同生命コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスに関する基本方針・遵守基準としてこれらを取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
- ②取締役及び執行役員は、これらのコンプライアンスに関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
- ③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④全社的なコンプライアンス推進態勢を整備・確立することを目的とした委員会を、経営執行会議の下部組織として設置する。また、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンスを統括する部門を設置し、コンプライアンスに関する情報の収集・分析等を行う。
- ⑤反社会的勢力を排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な手順を整備するとともに、すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人にこれを徹底させる。
- ⑥関連会社を含むすべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。その制度では、法令等違反行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性を確保するため、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定める。
- ⑦使用人による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定め、手順を整備する。

2. 効率性確保体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
- ②組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限を明確にすることで、組織の効率的な運営を図る。
- ③コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。
- ④経営計画を適正に策定・運用するための規程を定め、当該規程に基づき取締役会において中・長期的な経営全般に係る計画(以下、中期経営計画という)を策定する。

3. 情報保存管理体制

- ①取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部門及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
- ②情報資産の管理に関する規程等によって、情報資産を適切に管理する方針を明確化するとともに、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。
- ③重要情報の管理部門を明確にし、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、持株会社と連携し、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される態勢を整備する。

4. リスク管理体制

- ①持株会社が定めるグループにおけるリスク管理の基本的な考え方に基づき、リスク管理の基本方針を定め、各種リスクを統括して管理するための態勢を明確にする。

- ②同方針に基づき、関連会社を含めた経営上のリスクを分類・定義し、リスク種類毎に配置された管理部門がリスク状況の把握・分析等を行い、リスクを統括管理する委員会によって各種のリスクを統括管理する態勢を整備する。リスク種類毎の管理方針は、それぞれのリスク管理規程において明確にする。
- ③経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、危機管理に関する規程に従い、速やかに緊急対策本部を設置し、適切な対応を行うことができる体制を構築する。

5. グループ内部統制

- ①グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負託に応えるため、当社と持株会社との間で、経営管理に関する契約を締結し、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。
 - ア)グループで統一すべき基本方針
 - イ)持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項
 - ウ)当社が持株会社に報告すべき事項
 - エ)持株会社による当社への指導・助言
 - オ)持株会社による当社への内部監査の実施
- ②上記の「持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会決議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が当社の関連会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。

6. 財務報告内部統制

- ①財務報告は、グループ内外の者が企業活動を認識する上で重要な情報であり、その信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。

7. 内部監査体制

- ①内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。
- ②内部監査を通じて内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

8. 監査役監査実効性確保体制

- (1)監査役室の使用人の独立性確保に関する体制
 - ①監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、監査役室を設置し使用人を配置する。また、監査役室の使用人の人事評価・人事異動等に関し、常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。
 - ②使用人に対する指揮命令権は監査役に属すること、および監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。
 - ③監査役又は監査役会より監査役室の要員等についての要請があれば代表取締役はこれを尊重する。
- (2)監査役への報告に関する体制
 - ①取締役及び執行役員は、監査役に取締役会、経営執行会議等重要な会議を通じて定期的に業務執行状況を報告する。

を報告する。

- ②取締役、執行役員及び使用人は、監査役が会社の重要な決裁書及び報告書等を閲覧するに際し、必要と判断した場合や監査役より要請があった場合は速やかに内容を説明する。
- ③取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他の監査役監査のため求められた事項を速やかに監査役に報告する。
- ④取締役及び執行役員は、取締役、監査役、執行役員及び使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記①～③に関し、確実に持株会社の監査役に報告する体制を整備する。

また、取締役及び執行役員は、関連会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記①～③に関し、確実に当社の監査役に報告する体制を整備する。
- ⑤監査役に上記①～④の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

(3) その他監査役監査の実効性確保に関する体制

- ①取締役及び取締役会は監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
- ②監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
- ③代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
- ④内部監査部門ほかコンプライアンス及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

3▶ コンプライアンス(法令等遵守)の推進

当社は、法令およびコンプライアンスに関する社内規程に基づき、コンプライアンス(法令等遵守)の推進に努めています。主な内容は以下のとおりです。

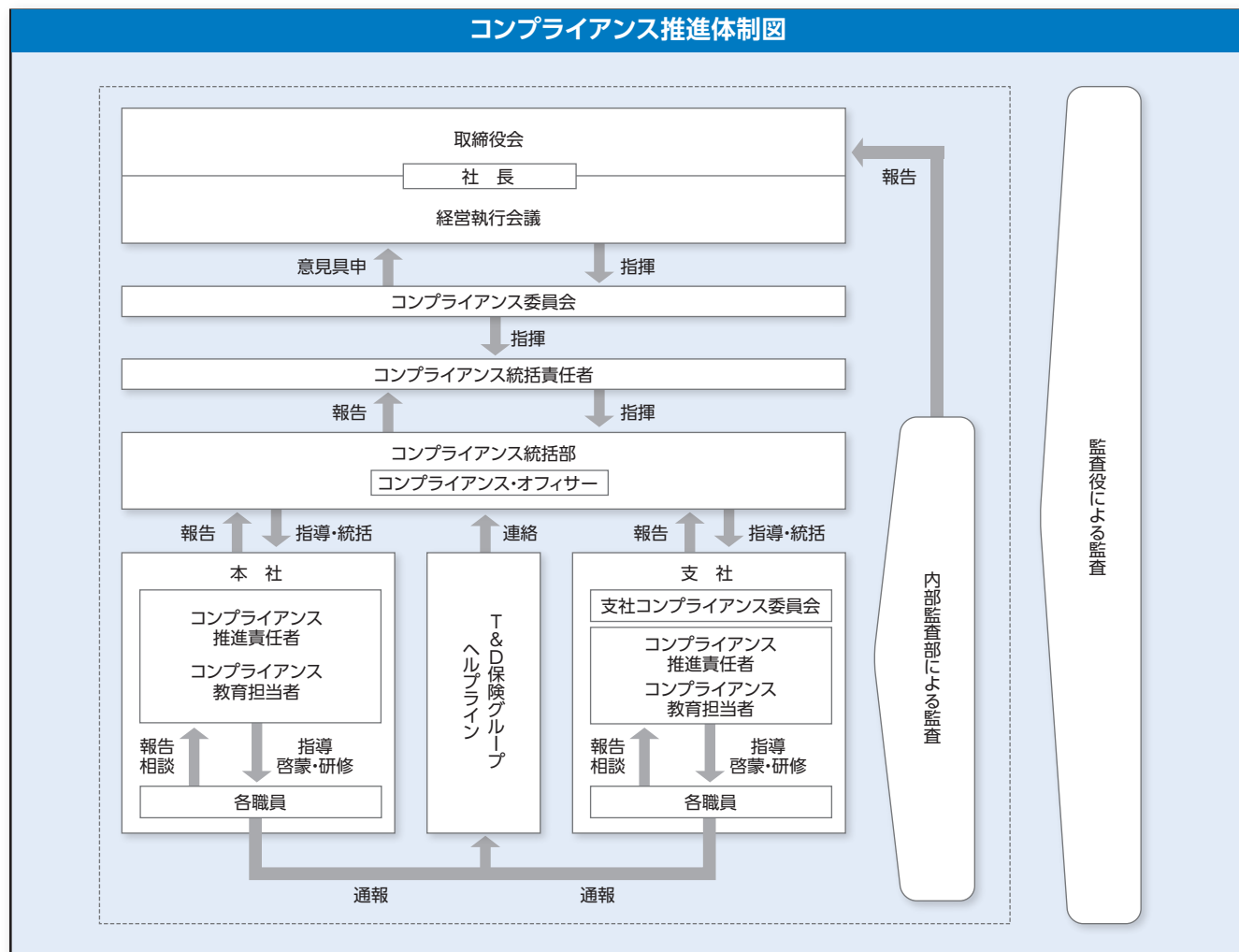
▶ コンプライアンス推進態勢

当社では、コンプライアンスに関する規程を整備するとともに、全社的なコンプライアンス推進態勢を整備・確立することを目的としたコンプライアンス委員会を設置しています。

また、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、本社の部長および支社長などがコンプライアンス推進責任者として、

それぞれの組織において具体的な取組みを指導・推進しています。あわせて、各部門・支社にコンプライアンス教育担当者を配置し、法令および社内規程などの遵守教育にあたるなど実効性の高いコンプライアンス態勢の構築を図っています。

支社においては支社コンプライアンス委員会を設置し、各支社におけるコンプライアンス上の改善活動を行っています。



▶ 大同生命コンプライアンス行動規範

役職員が法令やルールに基づいて公正かつ適正な企業活動を行っていくための基本方針であり、日常活動においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準を定めたものです。「1.法令等遵守の徹底」「2.社会に対する対応」「3.経営における適切性・透明性」「4.人権の尊重および環境への配慮」といった項目で構成されており、最後に「経営者の責務」を明記しています。

▶ コンプライアンス基本方針

「T&D保険グループCSR憲章(巻頭参照)」の趣旨・内容を徹底し、コンプライアンスを重視した企業風土をより一層醸成させるため、コンプライアンス推進のための方針・基本的事項を「コンプライアンス基本方針」に定めています。本基本方針は、取締役会・取締役社長をはじめとした各組織・役職員がコンプライアンスを推進するうえでどのような役割を担うかを具体的に明示しています。また、「コンプライアンス・プログラム」の実施や「コンプライアンス・マニュアル」の策定等、コンプライアンスへの取組みのため必要となる施策を具体的に規定しています。

当社役職員は「大同生命コンプライアンス行動規範」とともに、本基本方針に則してコンプライアンスを実践しています。

▶ コンプライアンス・プログラムの策定・推進

毎年度、コンプライアンス推進のための具体的計画である「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し全社で実践していくことで、お客さまの視点に立ったコンプライアンスの徹底を図っています。

また、本プログラムの中でコンプライアンス研修の体系を毎年度見直し、計画的かつ網羅的な研修を実施しています。あらゆる機会をとらえ、研修対象者に応じた内容で研修を実施し、全社的なコンプライアンス意識の浸透を図っています。

▶ コンプライアンス・マニュアルの策定・見直し

「コンプライアンス・マニュアル」を取締役会において策定し、全役職員・代理店に提供しています。「コンプライアンス・マニュアル」は日常業務においてコンプライアンス上の疑問が生じた場合の手引書として参照するほか、コンプライアンス研修の教材として活用しています。毎年度、新たに施行された法令に対応するなどの見直しを行い、常に最新の内容とするよう努めています。

▶ 勧誘方針

当社の勧誘に対する姿勢を明確にすること、および全役職員が勧誘方針を理解し、勧誘方針に従って行動することにより、お客さまや社会からの揺るぎない信頼を確保することを目的として定めています。

▶ 反社会的勢力対応に関する基本方針

当社では、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し断固として排除することを、「T&D保険グループCSR憲章」および「大同生命コンプライアンス行動規範」に定めています。また、具体的な対応方針を「大同生命反社会的勢力対応に関する基本方針」に定め、反社会的勢力による不当要求に組織全体で対応するとともに、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

▶ 利益相反管理方針

当社またはT&D保険グループ内の金融機関等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、「大同生命利益相反管理方針」を定め、利益相反のおそれのある取引の管理を行っています。本管理方針等において、業務執行部門から独立した利益相反管理統括部署の設置をはじめとする管理体制や具体的な管理方法を定め、適切な利益相反管理態勢の構築を図っています。

▶ 内部者通報制度

すべての役職員（契約社員・派遣社員含む）がコンプライアンス上問題のある行為またはその疑いがある行為などについて適時通報できる「T&D保険グループヘルプライン」制度を設置し、実効性のある態勢構築に努めています。この制度は公益通報者保護法に対応しており、通報者の個人情報は厳重に管理され、不利益な取扱いを受けることはありません。

大同生命コンプライアンス行動規範

大同生命はT&D保険グループの一員として、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」に基づき、「大同生命コンプライアンス行動規範」を定めます。

私たちが役職員が企業活動を行うに際しては、当行動規範に則り、事業活動に関する法令等のルールを正しく理解し、厳格に遵守することにより、公正な企業活動を行わなければなりません。

また、当行動規範の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組めます。

1. 法令等遵守の徹底

(1) 法令等の厳格な遵守

私たちは、国内外の法令にとどまらず、国際ルール、社会ルールおよび社内規則を守ります。また、その背景にある精神を理解し、誠実に行動します。

(2) 公正かつ自由な競争の維持・促進

私たちは、提供する商品・サービスなどに関し、競争相手との談合、取り決めによりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不公正な競争行為を行いません。

(3) 利益相反の防止

私たちは、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、会社利益に反し、自らのあるいは第三者の利益を図る行為を行いません。

(4) インサイダー取引の禁止

私たちは、上場企業グループの一員として、会社のあるいは業務上知り得た未公表の重要情報を、会社および個人の資産運用あるいはその他の私的経済行為に利用しません。

(5) 知的財産権等の保護

私たちは、著作権や特許権等の知的財産権を尊重し、これら権利を侵害しないように企業活動を行います。

2. 社会に対する対応

(1) 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。

(2) 接待等の制限による腐敗防止

私たちは、国内外における企業活動に関し、社会儀礼の範囲を超える接待・贈答を行いまたは受けることなく、取引相手や公務員等との関係において腐敗防止に取り組めます。

(3) 政治活動・政治資金

私たちは、政治活動を行う際には、法令を遵守し、公正な姿勢を維持します。

3. 経営における適切性・透明性

(1) 適切な情報開示・説明

私たちは、提供する商品・サービスの内容や会社およびグループの経営情報について、お客さまや株主・投資家などに対し正しく開示・説明します。

(2) 適切な情報管理

私たちは、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適正に取り扱います。また、会社およびグループが公表していない情報を適切に管理します。退職後もこれらの情報を他に漏らしません。

4. 人権の尊重および環境への配慮

(1) 人権の尊重

私たちは、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重します。また、法令等の遵守により労働者を保護し、差別やハラスメントのない健全な職場環境の維持に取り組めます。

(2) 環境への配慮

私たちは、企業活動に際し、地球環境に配慮した活動を行います。

経営者の責務

大同生命の経営者は、当行動規範の精神の実現が自らの責務であることを認識したうえで率先垂範し、役職員に対する周知徹底と遵守のための指導に努めます。

大同生命の勧誘方針

この方針は、金融商品の販売等に関する法律第9条に基づき、当社がお客さまに保険その他金融商品を勧誘する場合の勧誘方法・配慮する事項などに関する基本方針です。

お客さまの意向と実情に応じた勧誘

- お客さまの意向と実情に応じ、適正な商品設計・勧誘に努めるとともに、未成年者の方、特に15歳未満の方を被保険者とする保険契約については、適正な保険金額が設定されるよう適切な勧誘に努めます。
- 特に、市場の動向等の影響（市場リスク）を受ける投資性商品は、お客さまの商品購入目的・年齢・収入、投資などのご経験、財産の状況などに留意した勧誘に努めます。

勧誘の方法

- お客さまの誤解を招くような表示や説明は行いません。特に、生命保険・損害保険の取扱いを明確に区分し、適切な勧誘を行うことにより、商品および引受保険会社についての誤解を招くことがないようにいたします。
- お客さまに対し、社会的批判を招くような方法・場所・時間帯での勧誘は行いません。
- 勧誘時には書面の交付などを行い、ご契約内容の重要事項をご説明し、お客さまに納得していただいたうえでご契約いただくよう努めます。

- お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売など）を行う場合においては、説明方法などに工夫を凝らし、お客さまに保険商品の内容を正しくご理解いただけるよう努めます。

お客さま情報の取扱い

- お客さまの情報は、プライバシー保護の観点から、管理規程に基づき責任者を定め管理しています。

法令の遵守体制等

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他関連法令および社会規範などを遵守し、適正な勧誘が行われるよう内部管理体制の強化に努めます。
- 「契約内容登録制度」（または「契約内容照会制度」）を活用し、保険金や給付金の不正な取得の防止・保険制度の健全な運営に努めます。

研修体制

- 適正な勧誘を履行し、もって信頼される募集人の育成のため、研修体制を充実し、きめ細かな教育・研修に努めます。

大同生命反社会的勢力対応に関する基本方針

当社は、大同生命コンプライアンス行動規範の「私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠し、以下のとおり反社会的勢力対応に関する基本方針を定めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

なお、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とします。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

大同生命利益相反管理方針の概要

金融機関の提供するサービスの多様化や、金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、大同生命保険株式会社(以下、「当社」という。))においても、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当社は保険業法上の保険会社であるため、法令等に基づく利益相反管理体制として求められる利益相反管理方針(以下「本方針」という。)を策定しました。ここに本方針の概要を公表します。

1. 利益相反のおそれのある取引に係る管理対象範囲

(1) 対象取引

本方針の対象となる利益相反のおそれのある取引は、当社又は当社の親金融機関等(法令の定めるところのものとし、以下同じ。))若しくは当社の子金融機関等(法令の定めるところのものとし、以下同じ。))が行う取引に伴い、当社又は当社の子金融機関等が行う業務(保険会社が保険業法上行うことができる業務、及び、当社の子金融機関等が行う金融商品取引業や金融商品取引法第35条第1項に規定する金融商品取引業に付随する業務に限ります。以下同じ。))に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

利益相反のおそれのある取引は、①当社又は当社の親金融機関等若しくは当社の子金融機関等とお客さまとの間の利益相反、又は、②当社又は当社の親金融機関等若しくは当社の子金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。

「お客さま」とは、当社又は当社の子金融機関等が行う業務に関して、①既に取引関係のあるお客さま、②取引関係に入る可能性のあるお客さま、③過去に取引を行ったお客さまのうち、現在も法的権利を有しているお客さまをいいます。

(2) 類型

利益相反のおそれのある取引の類型としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで利益相反のおそれのある取引の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって必ずしも利益相反のおそれのある取引となるわけではないことにご注意ください。なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにご注意ください。

- (ア) お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合。
- (イ) お客さまの犠牲により、当社又は当社の親金融機関等若しくは当社の子金融機関等が経済的利益を得るか、又は、経済的損失を避ける可能性がある場合。
- (ウ) お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘引がある場合。
- (エ) 当社又は当社の親金融機関等若しくは当社の子金融機関等がお客さまと同一の業務を行っている場合。
- (オ) お客さま以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘引を得る場合、又は将来得ることになる場合。
- (カ) 当該取引に関し、お客さまと他のお客さまの間に競合関係がある場合。
- (キ) お客さま以外の者との取引に関連して、お客さまから得た情報を利用して、当社又は当社の親金融機関等若しくは当社の子金融機関等が利益を得る場合。

なお、当社は、「保険契約の締結・保険募集に関する禁止

行為」について定める保険業法第300条第1項各号のほか、「金融商品取引契約の締結・勧誘に関する禁止行為」について定める金融商品取引法第38条その他法令上の禁止行為のうち、利益相反のおそれのある取引に該当するものについては、本方針にしたがって「特定」をいたしますが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢の中で、引き続き発生防止・モニタリング等に努めて参ります。

2. 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択・組み合わせることにより当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- ③ 対象取引又は当該お客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、個人情報保護法をはじめとした法令のほか、当社又はT&D保険グループにおける会社が負う守秘義務に違反しない場合に限り、適用します。)

3. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当社のコンプライアンス統括部を利益相反管理統括部署とし、コンプライアンス統括部長を利益相反管理統括責任者として、当社の利益相反管理統括部署は、実効的な利益相反管理体制を構築するため株式会社T&Dホールディングスの利益相反管理統括部署と連携します。

当社の利益相反管理統括部署は、その独立性を維持した上で、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部署の責務

利益相反管理統括部署は以下の責務を負います。

- ① 本方針に沿って社内規程を定め、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証し、これを改善いたします。
- ② 利益相反の特定及びその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間これを保存します。
- ③ 当社の役職員に対して、本方針及び本方針を踏まえた業務運営の手續きに関する研修を定期的の実施し、利益相反の管理について周知徹底を図ります。

4▶ 個人情報保護の推進

当社では、「個人情報保護法」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」などの法令および社内規程に基づき、個人情報の適切な取扱いと安全管理に努めています。主な内容は以下のとおりです。

① 個人情報保護の態勢

個人情報保護の基本方針である「個人情報保護方針」や個人情報の取扱いに関する規程を策定し、個人情報保護態勢を整備しています。

個人情報保護の推進にあたっては、個人情報の全社的な管理責任者および各部門の責任者を任命し、個人情報保護の安全管理に対する権限と責任を明確にしています。

また、全従業員に対する教育・研修に努めるほか、個人情報を管理しているデータベースのアクセス制限、システム監視を強化するなどの技術的な安全管理対策を実施しています。

② 情報の取得・利用目的

お客さまとのお取引を安全確実に進め、より良い商品・サービスを提供するため、お客さまに関する必要最小限の個人情報(個人番号および特定個人情報を含む。以下同じ)を取得させていただきます。お客さまからお預かりした個人情報は、以下の目的のために利用いたします。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務
- 保険業法その他の法令により認められるその他の業務(投資信託のお取引において、既に取得している個人情報は、法令に基づき一定期間、保管いたします。)
- 保険取引に関する支払調書作成事務等

③ 取得する情報の種類

お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・健康状態・職業など、前記②の利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取得させていただきます。機微(センシティブ)情報、個人番号、特定個人情報など、利用目的が法令等により限定されている情報は、特にその取扱いに注意して取得させていただきます。

④ 情報の取得方法

お客さまの個人情報は、法令に従い、適正な方法により取得いたします。

具体的には、申込書・契約書や取引書類、アンケート、インターネット・はがき・電話等による方法、お客さまからの告知やお客さまの同意に基づく医師等からの取得による方法、外部委託先による取得方法などがあります。

また、当社のコールセンターや本社・支社窓口へのお電話につきましても、前記②の利用目的の達成に必要な範囲で録音させていただくことがあります。

⑤ 情報の利用・提供

次の場合を除いて、お客さまの個人情報を利用目的の範囲を超えて利用したり、第三者に提供することはありません。

- お客さまが同意されている場合
- 法令により必要と判断される場合
- 人の生命、身体、財産の保護に必要な場合で、お客さまの同意を得ることが困難なとき
- 公共の利益のために必要な場合で、お客さまの同意を得ることが困難なとき
- 業務の全部または一部を委託する場合
- 再保険の手続きをする場合
- 生命保険の健全な運営のための制度にお客さまの保険内容を登録し、共同利用する場合

⑥ 情報の管理方法

お客さまの個人情報は、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、お客さまの個人情報の紛失・漏えい・改ざん・き損の防止などの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じています。

⑦ 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示・訂正等【開示】

お客さまから、ご自身に関する個人情報について、開示のご依頼があった場合は、次の場合を除いて、所定の手続きをさせていただいたうえで、その内容を回答いたします。なお、開示の回答に対しましては、所定の手数料をいただきます。

- 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 他の法令に違反することとなる場合

【訂正など】

お客さまから、ご自身に関する個人情報について、その内容が事実でないという理由によって、内容の訂正、追加または削除のご依頼があった場合は、所定の手続きをさせていただいたうえで、その内容を訂正、追加または削除いたします。

【利用停止など】

お客さまから、ご自身に関する個人情報について、次の理由によって利用停止のご依頼があった場合で、その求めに理由があることが判明したときは、所定の手続きをさせていただいたうえで、利用を停止いたします。

- あらかじめお客さまの同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱っている場合
- 偽りその他不正の手段により、個人情報を取得している場合

⑧ 個人情報保護の取扱いに関するお問い合わせ窓口

当社では、お客さまの個人情報に関するお問い合わせ窓口を設けています。

大同生命の個人情報保護方針

当社は、「加入者本位・堅実経営」を基本理念として、お客さまに「最高の安心」と「最大の満足」をお届けすることを目指し、事業を展開しております。その中で、個人情報（個人番号および特定個人情報を含む。以下同じ）を適切に取り扱うことが重要であると考え、「個人情報保護方針」を以下のとおり定めております。

ここに、本方針を社内に周知徹底させて実行し、継続的に見直し、改善・向上に努めることを宣言いたします。

1. 「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」およびその他の規範を遵守し、かつ自主的なルールおよび体制を確立いたします。
2. 個人情報保護に必要な社内管理体制の強化と役職員への教育を徹底いたします。
3. 個人情報の取得にあたり、お客さまに対し利用目的を明らかにし、取得した個人情報は目的以外に利用することはありません。
4. 個人情報を安全かつ正確に管理するための安全管理措置に関し、別途「個人情報保護規程」等を定めており、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失・漏えい・改ざん・き損の防止に努めます。
5. 適切な個人情報の保護を維持するために、社内の推進計画として個人情報保護プログラムを策定し、継続的改善に努めます。
6. 個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、当社の個人情報保護方針を遵守できる委託先を選定し、その取扱いについて管理・監督いたします。
7. 個人情報に対する開示、訂正、利用停止等を求められたときは、個人情報の本人であることを確認した上で、遅滞なく対応いたします。
8. 上記およびその他の個人情報に関するお問い合わせ窓口を設置しております。

個人情報の開示、訂正、利用停止などのご請求、その他の個人情報に関するお問合せは下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

【大同生命保険株式会社 総合リスク管理部 情報資産管理室】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

TEL 0120-800-793（通話料無料）

（受付時間：9時～18時〔土・日・祝日・年末年始を除く〕）

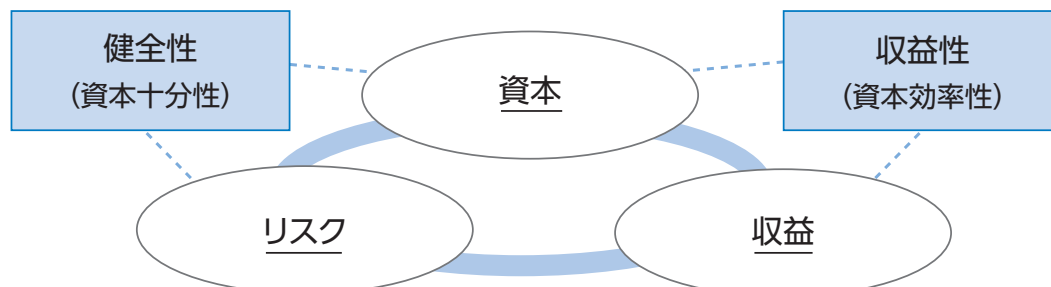
以上

5▶ ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の推進

ERMとは、収益・リスク・資本を一体的に管理することにより、安定的・持続的に企業価値を増大させていくための経営管理態勢のことです。リスクを回避する従来型のリスク管理手法とは異なり、戦略的にリスクを取ることで収益の拡大につなげていきます。具体的には、収益・リスク・資本を経済価値ベースで把握し、リスクを資本の一定範囲内に抑えて健全性を確保したうえで、収益性に関する目標を定め、取るべきリスクを適切に選択することにより、収益を追求することが可能となります。

当社は、T&D保険グループにおけるERMの取組みの中で、ERMを推進するための組織として「ERM委員会」を設置しています。

当社ではERMの推進により、健全性の向上を図りつつ、企業価値の安定的・持続的な増大を実現していきます。



6▶ リスク管理の取組み

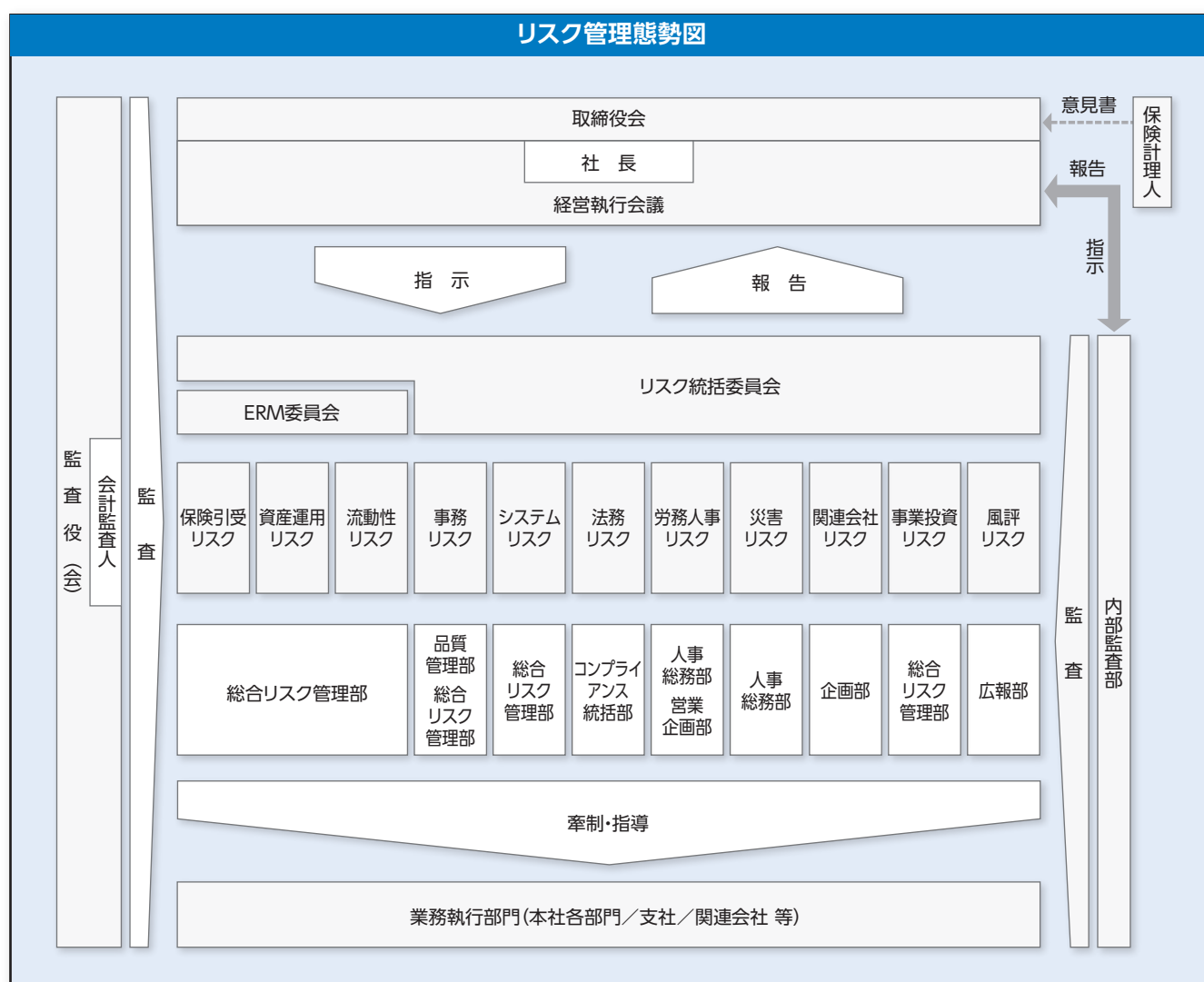
当社は、お客さまや社会に広く信認される生命保険会社をめざしています。そのためには、経営を取り巻くさまざまなリスクを的確に把握し、適切にコントロールすることによって、経営の健全性を高め、企業価値の向上と長期にわたるお客さまへの保障責任を確実に果たす態勢づくりが必要不可欠だと考えています。このような観点から、当社では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスク管理に関する組織・ルールを整備、リスク管理手法の高度化に取り組んでいます。

こうした取組みの一つとして、資産・負債をとともに時価評価し、EC(エコノミック・キャピタル=内部モデルを用いて計測した統合的なリスク量)をサ surplus (経済価値ベースの純資産)の一定の範囲内にコントロールする「経済価値ベースのリスク管理」を導入し、ALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント=資産・負債の総合管理)を推進しています。これにより、市場価格の変動等の環境変化があった場合でも、より安定して収益を確保できるリスク管理態勢を構築してまいります。

▶ 管理態勢

当社では、「リスク管理基本方針」を制定し、各種リスクを統括して管理するための態勢を構築しています。具体的には、経営上のリスクを11のリスクカテゴリー(保険引受リスク・資産運用リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク・法務リスク・労務人事リスク・災害リスク・関連会社リスク・事業投資リスク・風評リスク)に分類し、リスク種類ごとに配置されたリスク管理部門がリスク状況の把握・分析・評価および業務執行部門への牽制・指導を行っています。さらに、「リスク統括委員会(事務局:総合リスク管理部)」を設置し、全社のリスクを統括管理しています。

「リスク統括委員会(事務局:総合リスク管理部)」を設置し、全社のリスクを統括管理しています。



▶ ALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)の推進

当社は、収益・リスク・資本を経済価値ベースで一体的に管理するエンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM)を推進するため、ERM委員会を設置しています。同委員会は、資産・負債の総合管理(ALM)を適切に実施するため、資産・負債の収益・リスク管理や商品戦略(予定利率の決定等)の重要事項等について検討を行うほか、ALMに関するリスクの状況を定期的に把握・確認しています。

また、生命保険の負債特性をより細かく管理するため、商品ごとに分別管理を行う区分経理を実施し、ALMの観点からそれぞれの負債特性に応じた資産運用を行っています。

さらに、経済価値ベースのリスク管理として、資産・負債をとともに時価評価することにより認識されるリスクを定期的に把握・確認し、ALMに活用しています。

▶ リスク管理方法の概要

○主なリスクカテゴリー

・保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

保険料の検討段階では、経済情勢の変化や保険事故発生率等の推移を考慮した適切な保険料が設定されていることを検証するとともに、ご加入者の公平性・モラルリスク防止の観点から、保険商品の特性に応じた適切な引受基準を設定しています。

販売開始後は、資産運用や保険事故の発生率等の実績の分析を行い、必要に応じて保険商品の販売方針、引受基準および保険料率の変更等の措置を講じています。

また、新たな給付を行う新商品や保険料の変更の契約条件(特別保険料)を付加したご契約等の引受けや引受範囲の拡大にあたっては、必要に応じて十分な保険財務力を有する保険会社に再保険を付しています。

一方、再保険を引受ける際には、対象となるリスクを十分分析した上で保険収支への影響等を考慮して取引を行っています。

・資産運用リスク

当社では、資産運用リスクを、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクの3つに大別しています。

リスク管理部門では、資産運用リスクを計量化(金額換算)する等定期的に把握・分析・評価を行い、そのリスクを自己資本等の一定範囲内に抑えることにより、管理を行っています。

a.市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまなリスクファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、VaR(バリュー・アット・リスク=確率的に予想される最大損失額(信頼水準は1年99.5%))によりポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジ等によりリスクを適切にコントロールしています。

b.信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少・消失し損失を被るリスクをいいます。信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしています。また、リスクに応じた投融資限度額・投融資金利を設定するとともに、業種や企業グループ単位での投融資限度額を設定し、特定業種・企業グループへの投融資の集中を制御しています。

c.不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動を要因として不動産に係る収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少することにより、損失を被るリスクをいいます。不動産投資は、一件あたりの投資金額が多額であり、流動性が低いことから、分散投資に配慮しています。また、最低投資利回り、含み損のアラームポイント(警戒域)を設定し、これらに抵触する不動産は収益改善・売却等を行う等の管理を行っています。

・流動性リスク

当社では、流動性リスクを、資金繰りリスク・市場流動性リスクの2つに大別しています。

a.資金繰りリスク

資金繰りリスクとは、保険料収入の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により、資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却等を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。資金繰りリスクでは、日々の資金繰り管理を担当する資金繰り管理部門が、全社のキャッシュフローを把握し、資金計画等を策定しています。また、資金繰りの逼迫度を平常時・懸念時・危機時・巨大災害時に区分し、逼迫度に応じて取るべき対応策を事前に定め、それぞれの状況下において迅速・適切な対応が行えるように備えています。

b.市場流動性リスク

市場流動性リスクとは、市場の混乱等によって市場での取引ができない等により損失を被るリスクをいいます。市場流動性リスクに関しては、流動性の高い資産の確保の状況やキャッシュフローの状況を監視しています。

・事務リスク

事務リスクとは、役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・情報漏えい等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務手続きを適切に遂行するために、個々の事務所管部門が規程・マニュアル等を整備し、職員への指導・教育を行っています。また、リスク管理部門は、全社の事務リスクの発生状況を一元的に管理し、発生原因を分析するとともに、再発防止に向けた対策を講じるよう個々の事務所管部門を指導しています。

・システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクまたはコンピュータの不正使用により損失を被るリスクをいいます。

リスク管理部門は、(公財)金融情報システムセンターのシステム監査指針等に準拠したシステム管理態勢を整備し、システムリスクの未然防止に努めています。

また、ファイアウォールやウイルス対策ソフト等による不正侵入・不正使用防止等のセキュリティ対策を講じるとともに、バックアップシステムを構築することでコンピュータシステムの安定稼働の確保に努めています。

○定量的リスク管理

当社では、各種リスクを当社の内部モデルによってVaR(信頼水準は1年99.5%)で数値化して把握し、保有するリスクの水準が当社の経営体力(資本等)の範囲内にコントロールされていることを検証しています。

○ストレステストの実施

当社では、グループ共通のシナリオに基づくストレステストを定期的実施しています。ストレステストとは、VaR等に基づく定量的リスク管理を補完するものとして、国内外株価等の同時かつ大幅な下落、金利の急激な上昇、大地震の発生等の多額の損失を引き起こしうる極端な事象の発生に対して会社にとどの程度のリスク対応力があるかを測るために用いられる手法であり、経営の健全性確保のための判断材料として活用しています。

7▶ 財務報告に係る内部統制

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」(J-SOX)に関して、当社はT&Dホールディングスの重要な事業拠点として、財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制等の内部統制の有効性について評価を実施しています。

8▶ 内部監査

当社では、内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査の対象となる他の業務執行部門等から制約を受けることのない独立した組織として内部監査部を設置しています。

内部監査は、独立した立場で業務執行部門等のリスク管理態勢およびコンプライアンス(法令等遵守)態勢を含む内部管理態勢の適切性、有効性を評価・検証し、把握した問題点等について指摘・提言を行い改善させることにより、経営目標の効果的な達成に役立つことを目的としています。

内部監査部は、取締役会が承認した内部監査計画に基づき、本社部門、関連会社、支社・代理店等を対象に効率的かつ実効性のある内部監査を実施し、内部監査結果ならびに内部監査により明らかになった問題点およびその改善状況を取締役会、社長、監査役等に報告しています。問題点等については、関係する部門等に対し改善策の策定および定期的に改善状況の報告等を求めることにより、内部管理態勢の強化に努めています。

▶ その他の管理方針

「リスク管理基本方針」では、前述の各リスクに関する管理のほか、その他の管理方針(個人情報管理、事務等の外部委託、危機管理態勢等)を定め、同方針の下に各種規程を制定し、対応方針を明確化しています。

個人情報管理

顧客保護および経営の健全性の観点から、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止のために、取得・利用・保管・廃棄に係る体制を整備し、適切に管理しています。

事務等の外部委託

業務を外部に委託する場合のリスクを回避または軽減するために、委託開始前の審査や委託開始後のモニタリング・評価制度等の体制を整備し、適切に管理しています。

危機管理態勢

当社では、各種リスク管理とともに、大規模自然災害、新型インフルエンザ等の発生やコンピュータシステムの停止など経営に重大な影響を与える緊急事態に備えて、緊急事態が発生した際にも、保険金支払業務などの重要業務を継続できる危機管理態勢の整備に努めています。